

第1条 (法人会員)

- (1) 法人会員とは、本規約を承認のうえ、三井住友カード株式会社（以下「当社」といいます）に入会を申込み、当社が入会を認めた方をいいます。なお、当社が入会を認めた時に、カードに係る基本契約が成立するものとし、契約日は、当社から会員に別途通知されます。
- (2) 法人会員は、当社が認めた場合、カード（第2条で定義します）の利用可能枠の範囲内でカードを利用させることのできる代理人として法人会員の従業員をカード使用者とすることができます（以下、特に断りがない限り、法人会員とカード使用者とを「会員」といいます）。なお、カード使用者は、法人会員の代理人としてカードを利用するものです。
- (3) カード使用者に貸与されたカードによる利用代金は、法人会員が支払義務を負いますが、カード使用者はその利用代金を法人会員の利用代金と併存的に債務引受けし、支払義務を負うものとしします。

第2条 (カードの貸与・有効期限)

- (1) 本規約に定めるクレジットカードは、「さいか屋法人カード」（以下「カード」といいます）の1種類とします。
- (2) 会員は、カードの署名欄に自署し、カードを他人に使用されることのないよう善良なる管理者の注意をもってカードを使用・保管するものとします。
- (3) カードは、会員のみが利用でき、他人に貸与、譲渡、質入れ等の担保に供することはできません。
- (4) (2)(3)に違反してカードが使用された場合、その利用代金の支払は会員の責任とします。
- (5) カードの有効期限はカードに表示し、当社が引き続き会員として適当と認める場合は当社所定の時期に更新するものとしします。
- (6) カードは原則として再発行いたしません。ただし、紛失、盗難、毀損、滅失等で当社が認めた場合に限り再発行するものとしします。また、会員は当社がカードを再発行した場合には、再発行にともなう当社所定の費用をカードショッピングの利用代金として本規約第6条に定める方法にて当社へ支払うものとしします。

第3条 (カードの使用目的)

- (1) 会員は、会員の事業に係る購入以外の用途に本カードを使用できないものとし、割賦販売法による保護を受けられないことを承諾します。
- (2) 会員が、前項に違反して本カードを使用した場合も、会員はその支払いの責を免れないものとしします。

第4条 (さいか屋法人カード会員保障制度・年会費)

- (1) 会員は、入会に際し、カードの紛失、盗難等による不測の損害を未然に防止するため、会員保障料負担を承認のうえ、自動的にさいか屋法人カード会員保障制度に加入していただくものとしします。
- (2) さいか屋法人カード会員保障制度の内容は、別途に定めるさいか屋法人カード会員保障制度規約によるものとしします。
- (3) 会員は、当社に対し毎年当社所定の時期に当社所定の年会費（会員保障料を含む）および消費税を支払うものとしします。なお、年会費は理由のいかんを問わず返還しないものとしします。

第5条 (カードの利用可能枠)

- (1) カードショッピングの利用可能枠は、当社が定めた金額とし会員に通知するものとしします。ただし、当社が必要と認めた場合は、いつでもカード利用可能枠を増減できるものとし、変更の際には、会員に対し通知するものとしします。なお、通知書到着後会員がカードを利用したときは、会員は、変更内容を承認したものとしします。
- (2) 会員は、当社が承認した場合を除き、利用可能枠を超えてカードを利用してはならないものとしします。また、当社の承認を得ずに利用可能枠を超えてカードを使用した場合は、利用可能枠を超えた金額を一括してお支払いいただきます。

第6条（お支払い）

- (1) 会員は、カード利用での当社に対する一切の債務は、会員があらかじめ約定した会員の指定する金融機関の預金口座から口座振替の方法（ゆうちょ銀行を指定した場合は、ゆうちょ銀行通常貯金口座からの自動払込みの方法）により、毎月27日（金融機関休業日の場合は、翌営業日、以下「支払日」といいます）に支払うものとします。なお、当社が認めた場合は、当社指定場所への持参払いもできるものとします。ただし、当社の都合により当社が会員宛に振込用紙を送付した場合には、会員は、送付された振込用紙に従って支払うものとします。この場合の金融機関の振込手数料は、会員の都合による前記の預金口座設定の不備等および(2)の場合を除き当社負担として、会員は、振込用紙記載の請求額から当該手数料を控除することができるものとします。
- (2) 会員は、カード利用による支払金等を、当社の都合によるものでなく遅延し、当社が以下の各号の手続きを行った場合は、その手続きに要する費用として210円（税込）を支払うものとします。
 - ①金融機関に再度口座振替の依頼をした場合。
 - ②会員宛に振込用紙を送付した場合。
 - ③会員宛に当社所定の振込先案内書の送付手続きを行った場合。

第7条（支払金等の充当順序）

会員の返済した金額が本規約およびその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、当社は、当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務にも充当することができるものとします。

第8条（公租公課・費用等の負担）

- (1) カードの利用または本規約に基づく費用・手数料に関して課される公租公課（消費税等を含む。以下同じ）は、会員の負担とします。なお、公租公課が変更されたときは、会員は、変更後の公租公課を負担します。
- (2) カードの利用、支払金等の支払、カードの返却、当社所定の届出および問い合わせその他本規約に基づいて要する全ての費用（金融機関への振込手数料および再振込手数料、当社指定場所への持参手数料、郵送料、電話料金等）は、会員の負担とします。
- (3) 会員の要請によりカードを再発行したときは、当社は会員に対し、カードの再発行手数料1,100円（税込）を請求することができます。

第9条（カードの紛失・盗難等）

- (1) カードの紛失、盗難、詐取、横領等、又はカード情報の盗用等（以下「カードの紛失・盗難等」という）によりカード又はカード情報が第三者に利用された場合、会員は、当該カード利用により生じた一切の債務についてすべての責任を負うものとします。
- (2) 会員は、カードの紛失・盗難等があった場合、速やかにその旨を当社に連絡し、最寄りの警察署又は交番に届出たうえで、当社所定の届出書を当社あてに提出するものとします。
- (3) 当社は、カードが第三者によって拾得された旨の連絡を受ける等、カードの紛失・盗難等が生じたと当社が認識した場合、当社の任意の判断でカードを無効とすることができるものとし、会員は予めこれを承諾するものとします。

第10条（脱会および会員資格の取消と利用の一時停止）

- (1) 法人会員の都合により脱会するときは、当社にその旨の届出を行うものとし、同時にカードを返却し、カード利用による支払金等の未払債務が完済したときをもって脱会したものとします。なお、会員は、退会後においても、本規約の定めに従い、カードを利用または会員番号を使用して生じたカード利用代金等について、全て支払の責を負うものとします。
- (2) 会員（本項においては入会申込者を含む）が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は入会を謝絶し、又は会員に通知することなく、カードの利用停止または会員の資格を取消ことができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。
 - ①入会時に名称、商号、代表者、住所、資本金その他当社への届出事項について虚偽の申告をした場合。
 - ②本規約のいずれかに違反した場合。

③第11条に該当した場合。

④信用情報機関の情報等により、会員の信用状況が著しく悪化しまたは悪化のおそれがあると当社が判断した場合。

⑤住所変更の届出を怠る等、会員の責に帰すべき事由により会員の所在が不明となり、当社が会員への通知連絡について不能と判断した場合。

⑥第18条（カードショッピングの利用方法）(3)に違反し、カードの利用状況が不適当または不審であると当社が判断した場合。

⑦その他当社が会員として不適格と判断した場合。

(3) 法人会員が会員資格を喪失した場合には、カード使用者も会員資格を喪失します。

(4) (2)(3)に該当し、当社および加盟店がカードの返却を求めたときは、会員はすみやかにカードを返却するものとします。また、当社が当該カードの回収に要した一切の費用は、会員が負担するものとします。

第11条（期限の利益の喪失）

(1) 会員は、次の各号のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額をお支払いいただきます。

①本規約に基づく債務の履行を1回でも遅滞したとき。

②差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立又は滞納処分を受けたとき。

③破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産手続きの申立を受け、若しくは自ら申し立てたとき。

④債務整理のための法的手続きの申立があったとき。

⑤債務整理（任意整理を含む。以下同じ）を開始する旨、又は債務整理のため弁護士等に依頼した旨を当社に通知したとき。

⑥自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払を停止したとき。

⑦会員資格を取消されたとき。

(2) 会員は、次の各号のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により、本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。

①当社が所有権留保した商品の質入れ・譲渡・賃貸その他の処分を行ったとき。

②本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。

③本規約以外の当社と会員とのその他の取引に基づく債務について期限の利益を喪失する等、会員の信用状態が著しく悪化したとき。

第12条（紛議）

カードの利用等により加盟店から購入した商品または提供を受けた役務に関する紛議は、すべて会員と加盟店との間で解決するものとし、当社は責任を負わないものとします。

第13条（連絡先に関する承諾および届出事項の変更）

(1) 当社が法人会員に連絡する場合、法人会員が当社に届出た（申込書に記載する方法、口頭による方法、(2)に基づくもの等がありますが、その方法を問いません）電話番号等に連絡されても異議ないものとします。

(2) 法人会員が当社に届出た印章、名称、商号、代表者、住所、事業内容、資本金、国籍、在留資格、在留期間、代金決済口座、その他法令に基づく当社への届出事項等を変更する場合は、遅滞なく当社および当社の指定する金融機関に所定の届出用紙により届出るものとします。ただし、当社が適当と認めた場合には、当社への電話での連絡により届出することもできます。

(3) (2)の届出がないために当社からの通知または送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合には通常到達すべきときに会員に到着したものとみなします。ただし、(2)の届出を行わなかったことについてやむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。

(4) 当社は、日本国籍を保有せずに本邦に居住している会員に対し、国籍、在留資格、在留期間の届出を求めることがあり、当該会員は届出に応じるものとします。

第14条（報告および調査）

- (1) 財産、経営、業況について当社から請求があったときは、会員はただちに報告し、調査に必要な資料（商業登記簿謄本、貸借対照表、損益計算書等）を提出するものとします。
- (2) 財産、経営、業況について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれのあるときは会員は当社から請求がなくてもただちに報告するものとします。

第15条（規約の変更）

- (1) 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、予め効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、当社ホームページにおいて公表する他、必要があるときにはその他相当な方法で会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。
 - ①変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。
 - ②変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。
- (2) 当社は、予め変更後の内容を当社ホームページにおいて公表する方法又は通知する方法（必要があるときにはその他相当な方法を含む）により会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行ったときは、会員は変更を承諾したものとみなし、以後、変更後の規約が適用されるものとします。

第16条（準拠法）

会員と当社との諸契約については、すべて日本法が適用されるものとします。

第17条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約について紛争が生じた場合、東京地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第18条（カードショッピングの利用方法）

- (1) 会員は当社と契約している加盟店（以下「加盟店」といいます）でカードを提示し、所定の売上票にカードと同一の自己の署名を行うことにより買物とサービスの提供を受けることができます。なお、当社が特に定める商品等についてはカード利用ができない場合があります。また、次の場合等当社が認めた場合には、カードの提示もしくは売上票への署名、またはその両方を省略することができます。なお、これらの場合にも、利用金額や加盟店の都合により原則どおりの手続が必要となるときもあります。
 - ①通信販売やインターネットによる販売において会員番号、氏名、カードの有効期限等を告げまたは郵送もしくは伝送する場合。
 - ②当社が認めた、売上票への署名を省略できると表示された加盟店においてカードを提示する場合。
 - ③その他当社が特に認めた場合。
- (2) 会員は、加盟店でのカードショッピングの利用代金を当社が会員に代わって加盟店に立替払いすることをあらかじめ当社に委託するものとします。
- (3) 会員が現金化を目的として商品・サービス又は流通する紙幣・貨幣の購入などにカードショッピングの利用可能枠を利用することを禁止します。なお、現金化とは、買取屋による方式又はキャッシュバック方式をいいますが、これらの方式に限りません。

※カードショッピングの利用可能枠の現金化の詳細については、(社) 日本クレジット協会ホームページ<https://www.j-credit.or.jp/>をご覧ください。

第19条（商品の所有権）

会員は加盟店でカード利用により購入した商品の所有権は、当社が加盟店に立替払いしたことにより加盟店から当社に移転し、当該商品に係わ

る債務が完済されるまで当社に留保されることを認めるものとします。

第20条（カードショッピングの支払金の支払方法）

カードショッピングの支払金の支払方法は、1回払いとします。カードショッピングの利用代金は毎月末日を締切日とし、翌月27日に一括して支払うものとします。この場合手数料はありません。なお、事務上の都合により翌々月以降の27日の支払となる場合があります。

第21条（遅延損害金）

- (1) 会員が、カードショッピングの期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失日の翌日から支払済みに至るまでカードショッピングの支払金に対し、年14.6%（1年を365日とする日割計算。ただし、うるう年は1年を366日とします。以下同じ）を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。
- (2) 会員が、カードショッピングの支払金の支払を遅滞したときは、支払期日（当社に対する債務を支払うべき期日であって毎月27日をいう。以下同じ）の翌日から支払済みに至るまで当該支払金に対し、年14.6%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

第22条（商品の点検）

会員は、商品の引き渡しを受けたときはすみやかに現物を点検するものとします。

第23条（商品の引取りおよび評価・充当）

- (1) 会員が期限の利益を喪失したときは、当社は留保した所有権に基づき商品を引き取ることができるものとします。
- (2) 会員が、当社が商品を引取ったときは、会員と当社が協議のうえ決定した相当な価格をもって本規約に基づく債務の残額の弁済に充当することに同意するものとします。なお、過不足が生じたときは、会員および当社の間でただちに精算するものとします。

第24条（連帯保証人）

- (1) 連帯保証人は、カード利用に関わる一切の債務（以下「主たる債務」といいます）を保証し、会員と連帯して履行する責任を負うものとします。
- (2) 連帯保証人は、前項による保証債務の限度額（以下「保証限度額」といいます）が、カード利用可能枠を踏まえて設定されることに同意します。保証限度額は、当社が別途通知するものとします。
- (3) 連帯保証人は、カード利用可能枠が変更された場合、保証限度額が変更されることに同意します。変更後の保証限度額は、当社が別途通知するものとします。
- (4) 会員は、次の事項にかかる情報を連帯保証人に提供していること、及び提供した情報が真実、正確であり、かつ不足がないことを、当社に対して表明及び保証します。
 - ①会員の財産及び収支の状況
 - ②主たる債務以外に負担している会員の債務の有無並びにその額及び履行状況
 - ③主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容
- (5) 連帯保証人は、当社に対し、本契約締結までに、会員から、前項各号の事項にかかる情報提供を受けたことを表明及び保証します。
- (6) 当社が連帯保証人のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、会員及び他の連帯保証人に対しても、この履行の請求の効力が生ずるものとします。
- (7) 連帯保証人が保証債務を履行した場合、連帯保証人は、本規約に基づく取引が終了し、かつ、主たる債務すべてが弁済されるまで、書面による当社の事前の承諾がなければ当社の権利に代位しません。
- (8) 連帯保証人は、当社が他の保証又は担保を変更若しくは解除しても、免責の主張及び損害賠償の請求をしません。
- (9) 会員は、当社が連帯保証人に対して、会員の当社に対する債務の履行状況を開示することを予め承諾します。

第25条（反社会的勢力との取引の排除）

- (1) 会員（本条においては入会申込者を含む）及び連帯保証人は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - ①暴力団
 - ②暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
 - ③暴力団準構成員
 - ④暴力団関係企業
 - ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - ⑥前各号の共生者
 - ⑦その他前各号に準ずる者
- (2) 会員及び連帯保証人は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
- (3) 会員及び連帯保証人が第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、会員及び連帯保証人は本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。
- (4) 当社は、会員及び連帯保証人が第1項各号のいずれかに該当し、若しくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、会員及び連帯保証人の保有する当社が発行するすべてのカードについて通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとし、当社と会員及び連帯保証人とのその他の取引についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。

第26条（マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止）

- (1) 会員（本条においては入会申込者を含む）及び連帯保証人は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ①テロリスト等、日本政府又は外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者
 - ②その他前号に準ずる者
- (2) 会員及び連帯保証人は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - ①マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると疑われる行為
 - ②その他前号に準ずる行為
- (3) 当社は、会員及び連帯保証人の情報及び具体的な利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることができるものとします。会員及び連帯保証人から正当な理由なく指定した期限までに回答がなかった場合、カードショッピングの全部又はいずれかの利用を一時的に停止することができるものとします。
- (4) 前項の求めに対する会員及び連帯保証人の回答、具体的な利用内容、会員及び連帯保証人の説明内容及びその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、若しくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合、カードショッピングの全部又はいずれかの利用を一時的に停止することができるものとします。
- (5) 前二項の定めによるカードの利用の一時的な停止は、会員及び連帯保証人からの説明等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、又

は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は利用の停止を解除するものとします。

- (6) 当社は、会員及び連帯保証人が第1項各号のいずれかに該当し、若しくは第2項各号のいずれかに該当する行為をした場合、第1項にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又はカードその他の取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、若しくはそのおそれがあると合理的に認められる場合、そのすべてについて通知・催告等をせずに会員資格を取消し、又は解除することができるものとします。

個人事業主会員特約

第1条（個人事業主会員）

- (1) 三井住友カード株式会社（以下「当社」といいます）が所定の入会申込書において本規約を承認のうえ、会員区分を指定して申し込まれた個人事業主で当社が入会を承認した個人事業主を個人事業主会員といいます。
- (2) さいか屋法人カード会員規約第1条第2項以下の条項内の法人および法人会員をそれぞれ個人事業主および個人事業主会員と読み替えるものとします。

さいか屋法人カード会員保障制度規約

第1条（損害の補てん）

三井住友カード株式会社（以下「当社」という）は、本規約に従い当社が発行するさいか屋法人カード（以下「カード」という）が、紛失、盗難により、保障期間中に他人に不正使用された場合、これにより法人会員が被る損害の全額または一部を補てんします。

第2条（保障期間・自動継続）

- (1) 本制度の保障期間は、カード契約日から1年間とします。
- (2) 本制度への加入は、会員資格を喪失するまでの間、毎年自動継続されます。

第3条（カードの紛失・盗難等の届出）

会員が、カードを紛失し、または盗難にあったときは、すみやかに当社に連絡のうえ、最寄りの警察署または交番にその旨を届出るとともに、当社所定の届出書を当社あてに提出するものとします。

第4条（補てんされない損害）

会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その損害について補てんを受けることができません。

- ①会員の故意または重大な過失によって生じた場合。
- ②会員の家族、同居人、留守人等、会員の関係者によって使用された場合。
- ③戦争、地震等による、著しい社会秩序の混乱の際に紛失や盗難が生じた場合。
- ④第3条の通知を当社が受理した日の61日以前に生じた損害の場合。
- ⑤会員が当社および損害保険会社の請求する書類を提出しなかったり、当社および損害保険会社の行う被害状況の調査を協力せず、または損害防止軽減のための努力をしなかった場合。
- ⑥その他、会員が当社および損害保険会社の指示に従わなかった場合。
- ⑦さいか屋法人カード会員規約に違反している状況において、紛失や盗難等が生じた場合。
- ⑧第3条の届出書の内容および当社の事情聴取に虚偽の内容が含まれていた場合。
- ⑨カードの署名欄に自署されていなかったとき。

⑩本規約の年会費の支払いを怠ったとき以降の紛失、盗難に起因する損害。

⑪カード利用の際に登録された暗証番号が使用された場合。

第5条（損害補てんの手続き・調査）

- (1) 会員は、カードの紛失・盗難等による損害を知ったときは30日以内に損害状況などを記入した損害報告書、警察署の盗難届出証明書または被害届出証明書など、当社および損害保険会社が定める書類を当社および損害保険会社へ提出するものとします。
- (2) 当社および損害保険会社が(1)の損害状況などの調査を行う場合、会員はこれに協力するものとします。なお、必要な調査が終わったときは、当社は遅滞なく損害を補てんするものとします。

【お問い合わせ・相談窓口】

1. 商品等についてのお問い合わせは、カードをご利用された加盟店へご連絡ください。
2. 本規約についてのお問い合わせ、ご相談については、三井住友カード株式会社 アンサーセンター 03-5638-3211、06-6339-4074 愛知県名古屋市中区正木三丁目5番14号 〒460-0024 におたずねください。

三井住友カード株式会社

〒541-8537 大阪市中央区今橋4-5-15